障害者雇用についてお悩みの事業主の皆様へ

お気軽にハローワークへご相談ください

ハローワークでは、障害者を対象とした求人の申込みを受け付けています。専門の職員・相談員が就職を希望する障害者にきめ細かな職業相談を行い、就職した後は業務に適応できるよう職場定着指導も行っています。

その他、障害者を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて地域障害者職業センターなどの専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。また、求人者・求職者が一堂に会する就職面接会も開催しています。お気軽に御相談ください。

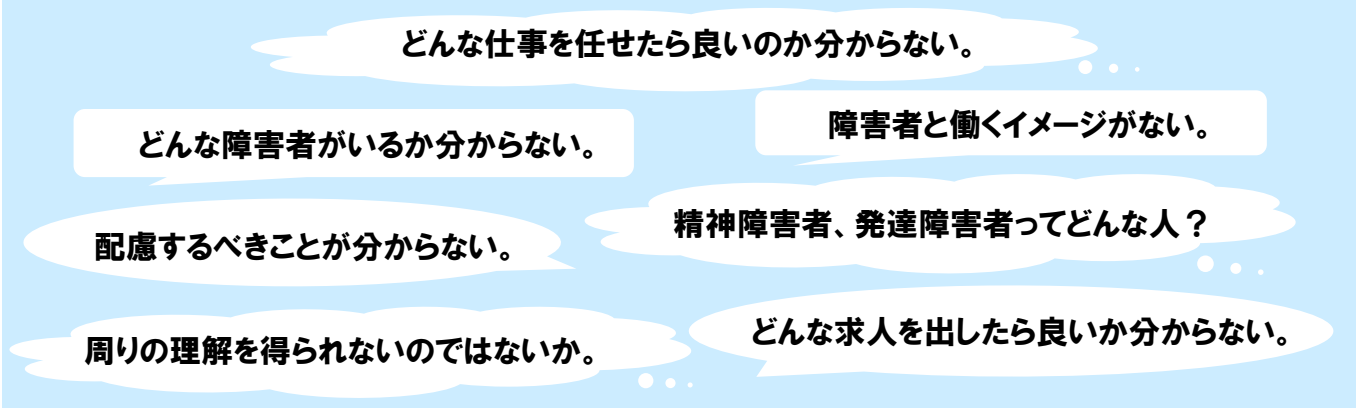

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

・令和7年4月に除外率が10%引き下げられました。
・令和8年7月に法定雇用率が2.7%（特殊法人3.0%）に引き上げられます。

	令和６年４月	令和８年７月
民間企業の**法定雇用率**(()内特殊法人)	２．５%(2.8%) ⇒	**２．７%(3.0%)**
対象事業主の範囲(()内特殊法人)	40.0人以上(36.0人以上) ⇒	**37.5人以上(33.5人以上)**

除外率設定業種	除外率（令和7年4月）
・非鉄金属第一次製錬・精製業　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	５%
・建設業　・鉄鋼業　・道路貨物運送業　・郵便業（信書便事業を含む）	１０%
・港湾運送業　・警備業	１５%
・鉄道業　・医療業　・高等教育機関　・介護老人保健施設　・介護医療院	２０%
・林業（狩猟業を除く）	２５%
・金属鉱業　・児童福祉事業	３０%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	３５%
・石炭・亜炭鉱業	４０%
・道路旅客運送業　・小学校	４５%
・幼稚園　・幼保連携型認定こども園	５０%
・船員等による船舶運航等の事業	７０%